

2016年3月7日

市民電力連絡会  
新宿区新宿2-4-2カーサ御苑503  
メール:ppn2014info@gmail.com

市民電力連絡会は、「再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成28年度新規参入者向け調達価格」とその考え方を示す調達価格等算定委員会の「平成28年度調達価格及び調達期間に関する意見(案)」(2016年2月23日公示)に対し、以下の意見を提出しました。

1. 該当箇所:平成28年度調達価格および調達期間についての委員長案②太陽光(10kW以上)

・意見内容

システム費用25.1万円/kWに基づく調達価格24円/kWhは、小規模発電事業者や地域密着の設置事業者の実態にそぐわない。10-50W未満、50-500kW未満(以下「500kW未満」とする。)では27円/kWhを据え置か、もしくは30円/kWhに上げるべきである。

・理由

システム費用25.1万円/kWの根拠は1,000kW以上 平均値:25.2円/kW、中央値:24.7円/kWhを採用している(P.7【参考7】)。一方で、10kW-50kW未満では平均値:31.9円/kW、中央値:31.0円/kWh、50-500kW未満では平均値:31.7円/kW、中央値:31.7円/kWhであり、5.9~7.2円/kWhの差がある。

保守的に見積もっても、10-50W未満、50-500kW未満ではシステム費用を31円/kWhにもとづくべきである。

2. 該当箇所:Ⅲ.1.太陽光(1)10kW未満 ④買取期間終了後の便益の考え方  
「買取期間終了後の売電の便益として、現時点においては11円/kWh程度を想定することとした。」

・意見内容

従来は、家庭用電力料金単価(24円/kWh)を11~20年目の自家消費及び売電の便益として設定され、買取期間は10年とされてきた。

10kW未満の設備の買取期間終了後は自由競争の経済であり、その便益に政府が言及することは、価格操作=統制経済となる懸念がある。まして、10kW以上の設備の買取価格と、この便益を結びつけることは、コスト回収の終わった設備の電気販売価格で、FIT価格という性格の違う価格への影響を故意に作り出すものであり、言及を取り下げるべきである。

#### ・理由

10kW 未満の太陽光発電を含め、買取期間の終了後の売電について、まだ十分な議論や当事者に対する聞き取りは行われておらず、方向性が確定していない。

方向性が未確定な現状での大きな設定変更は、時期尚早である。また、今後の議論の際に既成事実として利用されることが懸念される。

政府は10年でコスト回収できるとして、買取期間を10年に設定したのではないのか。違うのであれば、むしろ期間延長を検討すべきである。

また、コスト回収が終わったものと考えるのであれば、それを競争市場の原理で価格検討することには無理がある。投げ売り商品を市場に投入することによる、価格破壊、正規業者の経営圧迫となる。

むしろ、そういう価格破壊を防止する意味で、11 円/kWh 以下では販売してはならないという設定するならわかるが、これは FIT 価格等算定委員会の権限の範囲ではない。非 FIT 電気は欧米でも高評価を受けて需要は大きく、市場の原理に任せるべきである。

P.4 で「旧一般電気事業者は低圧の小売部門で他社と競合することとなることを踏まえると、買取期間の終了後の売電による便益としては、競争における卸売電力市場価格が目安となると考えられる。」とされているが、旧一般電気事業者は激変緩和措置によって他社より優遇された回避可能費用での FIT 電気を大量に保有しており、それより高い非 FIT 電気に関心を示すとは、当面は思われない。

### 3. 該当箇所:Ⅲ. 1. 太陽光(2)以上 ①システム費用

「10kW 以上のシステム費用について、通年での平均費用の推移を規模別に 見ると、10kW-50kW 未満では 1.9 万円/kW、50-500kW 未満では 1.5 万円/kW 下落している。一方で、500-1000kW 未満および 1000kW 以上では 0.2 万円 /kW の漸減」

#### ・意見内容

規模別のシステム費用の推移は、【参考3】の運転開始時期ごとのみでなく、調達価格別でも把握し、公表し、規模別のシステム費用と推移を適切に検証すべき。

#### ・理由

P.7「1,000kW 以上の大規模案件については、収集されたコストデータの大半が 平成 24 年度認定案件(40 円)、平成 25 年度認定案件(36 円)」であり、平成 26 年度以降の認定案件の実態が把握、公表されていない。P.7 表「【参考 7】適用された買取価格別のシステム費用水準」でも、500-1000kW 未満および 1000kW 以上では、推計値が示されている。

このように規模の大きいシステムは運転開始時期が遅く、その間にシステム費用が低下し、安価な導入が可能となる。この点からも、調達価格毎に、規模別のシステム価格を把握することは、規

個別に適切な買取価格が設定されているか、十分「効率的」な費用水準といえるかどうか(P.7 4 行目)検証するために必須である。

#### 4. 該当箇所:Ⅲ. 1. 太陽光(2)以上 ①システム費用

P.7「一般的に買取価格が低いほど、システム費用の水準が低くなる傾向が確認された。例えば、10kW 以上全体のシステム費用の中央値を確認すると、27 円の適用を受けた案件は、40 円の適用を受けた案件よりも約 16%低い費用水準となっている。(参考 7) 」

##### ・意見内容

買取価格が低いほど、システム費用の水準が低くなる傾向」となるのは当たり前であって、それでは採算が取れない案件は建設されないからである。これは、分析になっておらず、このような考え方を価格算定に反映することを中止していただきたい。調達価格の設定の基礎であるシステム費用は、推定値をベースに設定するべきではない。

##### ・理由

P.7 表「【参考 7】からも明らかなように、500kW 以上では、設備認定 29 円、27 円案件は、データが全く入っていない。これは二つのことを意味しており、現状の建設コストでは、この価格では採算が合わないこと、もしくは設備認定だけとって採算ベースの価格に下がるまで待っているということである(ちなみに 50kW 以上 500kW 未満も、たった 7 件しか入っていない。)。価格が下がるまで待つことを「不正」という判断をされるのかもしれないが、結果的には価格が適正ではなかったから、そう言ったと読み取ることもできる。そういう捉え方も反省的見方もすることなく、500kW 未満の建設コストの推移に基づいて、勝手に 500kW 以上の建設コストの低下を推計している。これはあまりにも強引で乱暴なやり方ではないだろうか。推計値をもとに「買取価格が低いほど、システム費用の水準が低くなる傾向が確認された。」という分析になるとすれば、価格の推移を正しく把握しているとは到底思われぬ。こんなものが分析と呼べるのだろうか。猛反省をしていただきたい。

#### 5. 該当箇所 :Ⅲ. 1. 太陽光(2)以上 ①システム費用

「10kW 以上のシステム費用について、通年での平均費用の推移を規模別に見ると、10kW-50kW 未満では 1.9 万円/kW、50-500kW 未満では 1.5 万円/kW 下落している。一方で、500-1000kW 未満および 1000kW 以上では 0.2 万円 /kW の漸減となっており、10kW 以上全体では 1.8 万円 /kW 下落しているため、\_1,000kW 以上と 10kW 以上全体との価格差は、5.2 万円/kW から 3.6 万円 /kW に縮小している。(参考 3) 」

##### ・意見内容

10kW 以上 500kW 未満の中規模システムに、大規模システムより高い調達価格を設置すべきである。

#### ・理由

P.5【参考3】で、平成25年通年(平成24年通年)と平成27年通年を比較すると、10kW-50kW 未満で5.4万円(9.9万円)、50-500kW 未満で3.2万円(5.8万円)、500-1000kW 未満で0.4万円(0.2万円)、および1000kW以上では0.6万円(0.3万円)と、500kW以上では価格の低下がほとんど起きていない。

500-1000kW 未満および1000kW以上では、0.2万円/kWの漸減にとどまっているのは、規模の経済が働かなくなっていることを示している。つまり、500kW未満の方が下がったと言うより、500kW以上のコスト効率性の良いはずの設備が下げ止まり、両者の価格差が小さくなったと考えるべきである。500kW未満についても、早晚下げ止まりの限界に当たると思われる。一方で再エネ特措法の改革では「新認定制度への改革」が行われ、今のシステム価格で発注しても、「将来のFIT価格」でしか売電できないという制度変更となる。つまり「価格が下がるを待つ」ことなど許さない制度変更となる。それに異を唱えるものではないが、それならば、FIT価格の設定も、今のシステム価格を正しく評価し、建設に要するリードタイムを考慮した価格設定を行う方式に変わるべきである。そうでなければ、FIT買取価格自体が、コスト効率性を言い訳にした「太陽光発電普及への障害」になる懸念があると言わざるを得ない。

#### 6. 該当箇所:Ⅲ. 1. 太陽光(2)以上 ①システム費用

「10kW以上全体では1.8万円/kW下落しているため、1,000kW以上と10kW以上全体との価格差は、5.2万円/kWから3.6万円/kWに縮小している」

#### ・意見内容

太陽光発電(10kW以上)の買取価格を、現行の2種類ではなく、10kW未満、10-50kW未満、50-500kW未満、500-1,000kW未満、1,000kW以上とし、より丁寧に設定すべき。

せめて、10kW以上500kW未満と500kW以上にわけ、500kW以上を24円/kWhとしても良いが、500kW未満を27円/kWhに据え置くべき。

#### ・理由

500kW以上の大規模太陽光発電システムでのシステム費用の下げ止まりは、中小規模ですで行われているコスト低下努力が十分行われず、過剰な調達価格により国民負担を高めているという指摘もある。

導入プロセス(大規模設備は導入までに時間がかかる)や、導入主体(大規模なデベロッパーから、地域・市民主体まで)が異なる、中小規模と、大規模の発電設備との買取価格を丁寧に設定することで、「効率的」な費用水準を設定できる。

「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書」にあるように、「防災上の懸念や景観等をめぐる地域住民とのトラブル」を回避し、「地域社会の理解を得て長期安定的な発電」(「報告書案より抜粋」)は重要である。利益をあげることを主目的とする地域外の大規模事業者より、地

域の主体が導入しやすく地方創生に資する中小規模の発電設備の買取価格を大規模設備より高く設定し、導入を促進するという観点からも、500kW未満のFIT買取価格を設け、500kW以上よりも高く設定することは重要である。

7. 該当箇所:Ⅲ. 1. 太陽光(3)来年度以降の調達価格算定に向けて

「10kW未満の住宅用の太陽光発電については、2019年に余剰電力買取制度の買取期間が終了する案件が多数発生するため、その時期までに、家庭用電気料金水準を目標に買取価格を下げ、自家消費のインセンティブを与えていくべきである。

また、10kW以上の事業用の太陽光発電についても、同様の形で産業用電力料金を目指していくべきとも考えられる。」

・意見内容 電気料金水準を買い取り価格の目標とすることには反対である

・理由

再生可能エネルギーの導入を促進するために、システム費用を無理のないペースで下げ、電気料金水準＝グリッドパリティを目指すことは、重要な視点である。しかし電気料金水準を目指すべきはシステム価格であり、FIT買取価格とのすり替えをすべきではない。

FIT買取価格は、システム価格や維持費など、設備の実態の費用やコストデータを基礎として算定することで、発電事業者にとってインセンティブとなる価格を設定するものである。

FIT制度は、電力自由化の中においても、再生可能エネルギー事業の予見性を担保して、導入を促進することを趣旨とし、諸外国でも実施されている。

日本では、電力小売全面自由化が、再生可能エネルギー特別措置法よりも後となったことで、回避可能費用を市場価格連動に変更するなど、制度の枠組みを電力システム改革に合わせる傾向がある。しかし、仕入れ価格である回避可能費用と、販売価格である市場価格が同一となることで、FIT電気は電力小売事業者にとって市場販売することの意味は失われている。さらにFIT価格を市場に合わせるということは、発電事業者の販売価格と、小売電気事業者の販売価格を同一にすることであり、そこには「環境価値」の存在する余地はなくなり、FIT制度そのものを終わらせるということと全く同じ意味となる。コスト等算定委員会の委員は、そんなことを目指しておられるのだろうか。

8. 該当箇所 IV. 来年度以降の調達価格算定に向けて

・意見内容 再生可能エネルギーの導入目標を上方修正すべき

・理由

エネルギーミックスで示された再エネ導入目標(2030年に22-24%)は、世界的に見てもまだ低い水準にある。買取価格が効果的に設定されれば、上記目標以上に再エネの導入が進む可能性がある

る。そのためには、上記目標が上限と位置付けられ、キャップとなることが懸念される。

9. 該当箇所 IV. 来年度以降の調達価格算定に向けて

「2019年に余剰電力買取制度の買取期間が終了する案件が多数発生するため、その時期までに、家庭用電気料金の水準を目標に買取価格を下げ、自家消費のインセンティブを与えていくべきである。」

・意見内容

国民負担の抑制の議論は、再生可能エネルギー特別措置法や再生可能エネルギーのみに矮小化すべきではない。すべてのエネルギー源を対象とし、電力システム改革や送配電事業者の託送料の対象を含めた、総合的な議論をおこなうべき。

・理由

国民は、再生可能エネルギーのみではなく、原発や火力発電に関するコストも、電気料金や税金を通して負担している。それらを国民に分かりやすく全て開示し、説明することなく、再生可能エネルギーに関する負担の議論を行うことはフェアでない。